

## 各府省庁の最近の取組等

- |     |       |       |
|-----|-------|-------|
| 1-1 | 内閣府   | …1頁～  |
| 1-2 | 総務省   | …6頁～  |
| 1-3 | 財務省   | …16頁～ |
| 1-4 | 文部科学省 | …24頁～ |
| 1-5 | 厚生労働省 | …34頁～ |
| 1-6 | 農林水産省 | …52頁～ |
| 1-7 | 経済産業省 | …56頁～ |
| 1-8 | 環境省   | …58頁～ |
| 1-9 | 国土交通省 | …62頁～ |

# 内閣府

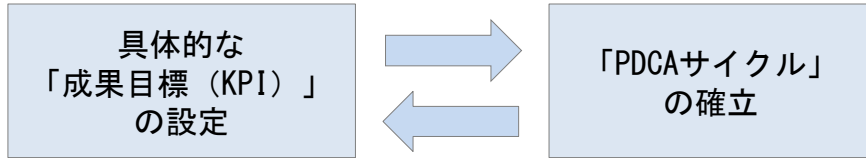
# 地方創生推進交付金（内閣府地方創生推進事務局）

30年度概算決定額 1,000億円（29年度予算額 1,000億円）

## 事業概要・目的

○地方創生の新展開を図るため、地方創生推進交付金により支援します。

- ①地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保



## 対象事業・具体例

### 【対象事業】

#### ①先駆性のある取組

・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成、地域経済牽引

例) ローカル・イノベーション、ローカル・ブランディング（日本版DMO）、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、空き店舗 等

#### ②先駆的・優良事例の横展開

・地方創生の深化のすそ野を広げる取組

### 【手続き】

○ 地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画（5ヶ年度以内）を作成し、内閣総理大臣が認定します。

## 30年度からの運用改善

### ①ハード事業割合

・計画期間を通じたハード事業の割合は、原則として5割未満。  
・ただし、ソフト事業との連携により、高い相乗効果が見込まれる場合は、5割以上（上限8割未満）になる事業であっても申請可能。

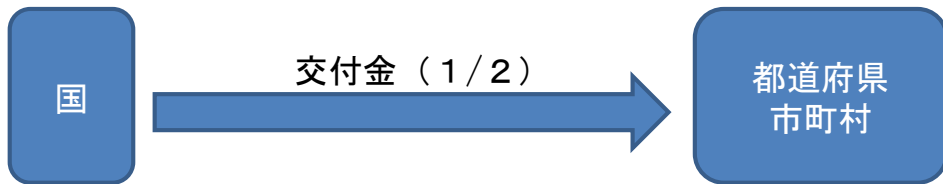
### ②横展開タイプの交付上限額の引上げ（事業費ベース）

【都道府県】	先駆	6.0億円（29年度：6.0億円）
	横展開	2.0億円（29年度：1.5億円）
【市区町村】	先駆	4.0億円（29年度：4.0億円）
	横展開	1.4億円（29年度：1.0億円）

### ③KPIの実績に基づいた事業計画の見直し

・申請時に、実績を踏まえたPDCAサイクルによる事業の見直しを反映した事業計画の提出。

## 資金の流れ



（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じます）

# 地域再生法の一部を改正する法律

地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、地域来訪者等利便増進活動計画の作成及びこれに基づく地域来訪者等利便増進活動に関する交付金の交付等を追加するとともに、地方活力向上地域特定業務施設整備計画に基づく課税の特例の適用範囲の拡大等の措置を講ずる。

## 法案の概要

### 1. 企業の地方拠点強化に関する課税の特例等の拡充

#### 【現行制度の概要】

本社等の特定業務施設の東京23区からの移転(移転型事業)又は地方における拡充(拡充型事業)を行う事業者を課税の特例等により支援

#### 【改正内容】

##### ○課税の特例等の適用範囲の拡大【第5条第4項第5号、第5章第6節】

近畿圏中心部及び中部圏中心部から東京圏への人口の転出超過の状況等を踏まえ、移転型事業を実施した場合に課税の特例等を受けられる地域として、**近畿圏中心部及び中部圏中心部を追加**

〈法改正以外の課税の特例の拡充内容〉

- ・移転型事業の拡充として、立地環境が整った中山間地域も支援対象地域とする
- ・小規模オフィス等の移転・拡充を支援するため、従業員要件(10人以上→5人以上)等を引下げ

##### ○地方交付税による減収補填措置の拡充【第17条の6】

現行では固定資産税等の不均一課税を行った場合に国から地方公共団体へ減収補填が講じられるが、**移転型事業に限り課税免除を行った場合も減収補填の対象に追加**

⇒東京一極集中を是正し、地方における良質な雇用の場を創出

### 3. 商店街活性化促進事業の創設

○市町村が商店街活性化のために作成する計画に対し、**中小企業への資金調達面での支援や商店街振興組合の設立要件の緩和、関係省庁による予算措置など、商店街の活性化の取組を重点的に支援【第17条の13、第17条の15、第17条の16】**

○計画区域内の空き店舗の所有者等に利活用を促すため、指導・助言・勧告等の手続きを整備【第17条の14】

(居住実態が無いことが確認され、勧告された建築物については、固定資産税の住宅用地特例の対象外)

⇒空き店舗等の活用等による商店街の活性化

### 2. 地域再生エリアマネジメント負担金制度の創設

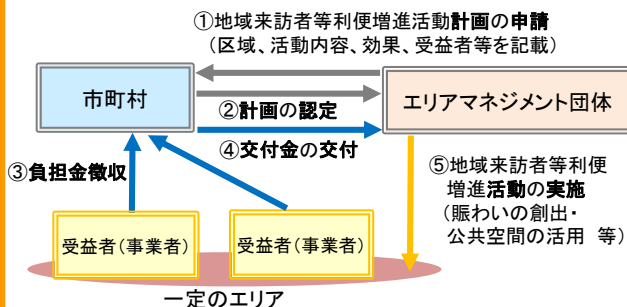
○海外のBID制度等を参考とし、市町村が、地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を、受益者から徴収し、エリアマネジメント団体に交付する官民連携の制度を創設

※BID…Business Improvement District

…地域の発意や受益者の2/3以上の同意を要件

【制度のイメージ図】(第17条の7～第17条の9)

【エリアマネジメント活動の例】(第5条第4項第6号)



オープンスペースの活用



イベントの開催

○地域の賑わいの創出に寄与する施設(自転車駐輪施設、観光案内所等)を都市公園の占用許可対象に追加【第17条の10】

⇒フリーライダーの発生を防ぎ、安定的な活動財源を確保し、地域再生に資するエリアマネジメント活動を促進

### 4. 小さな拠点の形成に資する株式会社に係る課税の特例の拡充

#### 【現行制度の概要】

中山間地域等における雇用創出や生活サービス(小さな拠点形成事業)を行う株式会社に個人が出資した場合、出資額について寄付金控除を適用

#### 【改正内容】

設立時出資を新たに課税の特例の対象に追加【第16条】

⇒中山間地域等における雇用や生活サービスの確保

- ◆近年、民間が主体となって、賑わいの創出、公共空間の活用等を通じてエリアの価値を向上させるためのエリアマネジメント活動の取組が拡大。
- ◆他方、エリアマネジメント活動では、安定的な活動財源の確保が課題。特に、エリアマネジメント活動による利益を享受しつつも活動に要する費用を負担しないフリーライダーの問題を解決することが必要。  
(民間団体による自主的な取組であるため、民間団体がフリーライダーから強制的に徴収を行うことは困難)
- ◆このため、海外におけるB I Dの取組事例等を参考とし、3分の2以上の事業者の同意を要件として、市町村が、エリアマネジメント団体が実施する地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を、その受益の限度において活動区域内の受益者(事業者)から徴収し、これをエリアマネジメント団体に交付する官民連携の制度(地域再生エリアマネジメント負担金制度)を創設し、地域再生に資するエリアマネジメント活動の推進を図る。

※ B I D・・・Business Improvement District。米国・英国等において行われている、主に商業地域において地区内の事業者等が組織や資金調達等について定め、地区の発展を目指して必要な事業を行う仕組み。

## 【地域再生に資するエリアマネジメント活動】

地域の来訪者又は滞在者の利便の増進やその増加により経済効果の増進を図り、地域における就業機会の創出や経済基盤の強化に資する活動

(例)



イベントの開催



オープンスペースの活用



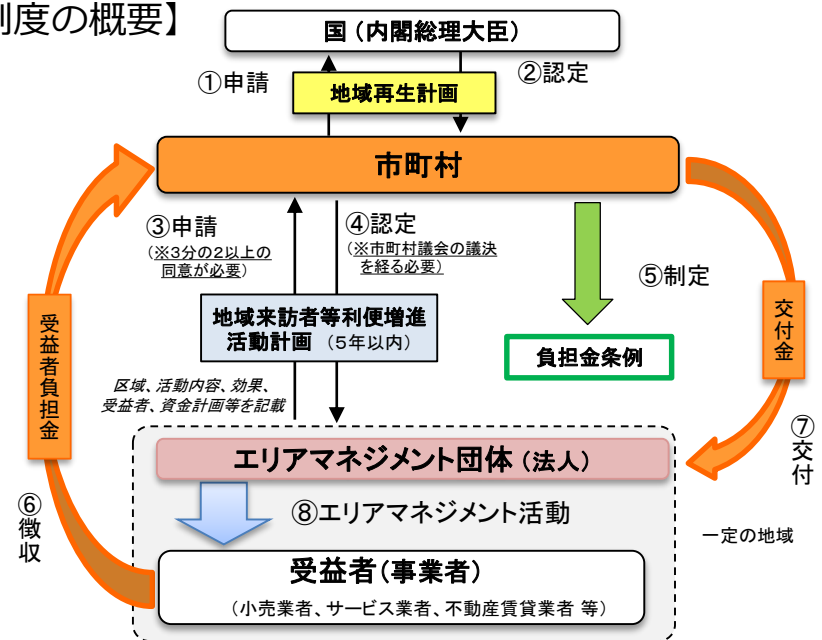
自転車駐輪施設の設置



賑わいの創出に伴い必要となる  
巡回警備

来訪者等の増加により事業機会の拡大や収益性の向上を図り、地域再生を実現

## 【制度の概要】



# 地域再生法の一部を改正する法律(商店街活性化促進事業)

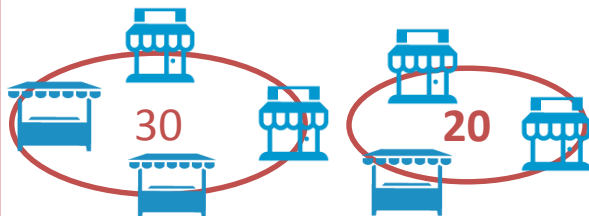
- ・市町村は、地域の経済的社会的活動拠点である商店街の活性化に向けた具体的なプランである「商店街活性化促進事業計画」を作成することができる。
- ・当該計画には、①商店街を活性化すべき区域、②商店街の目指すべき基本的な方針、③市町村が実施する施策(利用可能な制度等の情報提供、空き店舗のあっせん等)、を定め、市町村が主導して関係事業者を含め地域一丸となって商店街の活性化に取り組む。
- ・国は、当該計画に対し、**中小企業への資金調達面での支援**や**商店街振興組合の設立要件の緩和**、**関係省庁による予算措置**など、商店街の活性化の取組を重点的に支援。さらに計画区域内の**空き店舗の所有者等に利活用**を促すため、指導・助言・勧告等の手続きを整備。

## 商店街振興組合の設立要件の緩和

組合の設立要件である、小売商業又はサービス業に属する事業を営む者の「30人」以上が近接してその事業を営む市の区域に属する地域としているところを、「20人」とする。

(振興組合設置によるメリット)

- ・金融機関からの融資等
- ・国、市町村等からの支援
- ・全国商店街振興連合会の講習など



現行制度: 30人

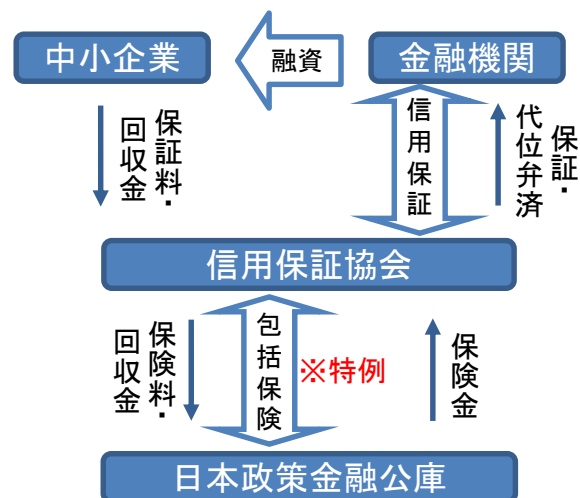
計画区域: 20人

※地域における事業者の3分の2以上が組合員となることで組合が組成される

## 信用保険の特例による資金調達支援

計画に基づき事業を行う中小企業者の資金調達に関し、保証を行う信用保証協会と日本政策金融公庫との保険契約についての特例を措置し、円滑な借入れを支援。

- ①付保限度額の別枠化(通常の倍額)
- ②填補率の引上げ(7割→8割)
- ③保険料率の最高限度の水準の引下げ(100分の3→100分の2)



## 空き店舗等の利活用促進

事業・住宅等として活用していないことが常態である建築物・土地の所有者等に対し、

- ①必要な情報の提供、指導、助言その他の援助を実施。
- ②相当な期間を設けて当該建築物等を計画に即した事業の用その他の用途に供することを要請。
- ③相当な期間を経ても要請に係る措置が講じられていないときは、調査を実施。
- ④調査の結果、要請に係る措置を講じないことに正当な理由がないと認めるときは、当該措置を講ずるよう勧告。

なお、居住実態が無いことが確認され、勧告された建築物については、固定資産税の住宅用地特例の対象外。

※勧告の対象とならないもの

- ①年に数度、帰省等の際に管理などを実施
- ②構造上一体となっている一部に使用実態
- ③貸そうとしているものの借り手が見つからない
- ④自然災害による損壊などやむを得ない状況

KPI: 計画前後で比較して、計画区域における年間総売上高を5%向上

# 総務省

# 自治体戦略2040構想研究会について

平成30年6月22日

総務省自治行政局市町村課



# 自治体戦略2040構想研究会について

## 2040年頃をターゲットに人口構造の変化に対応した自治体行政のあり方の検討が必要

- 我が国の人口は、2008年(1.28億人)をピークに減少。**大都市部を中心に高齢化が急ピッチで進行。**  
**2040年頃には総人口は毎年100万人近く減少。**  
→ **自治体の税収や行政需要に極めて大きな影響を与える。**
- 医療、福祉、インフラ、空間管理など、**住民サービスの多くは地方自治体が支えている。**  
地方自治体が**持続可能な形で**住民サービスを提供し続けることが、「住民の暮らし」や「地域経済」を守るために不可欠。  
さらには、我が国が国際社会において「名誉ある地位」を占め続けるためにも必要。

高齢者人口がピークを迎える**2040年頃**(2042年に3,935万人)をターゲットに、

- ① 住民生活に不可欠な行政サービスがどのような課題を抱えていくことになるのか、
- ② その上で、住み働き、新たな価値を生み出す場である、都市をはじめとする自治体の多様性をどのように高めていくのか、
- ③ ①、②のために、**どのような行政経営改革、圏域マネジメントを行う必要があるのか、**  
検討を進める必要がある。

➡ **持続可能で多様な自治体による行政の展開が、我が国のレジリエンス(強靱性)向上につながる。**

### 世界の変化(2015→2040)

- **人口はアジア、アフリカを中心に18億人増加**  
世界の人口:74億人→92億人(うちアジア7億人、アフリカ9億人)  
アジアの人口:印+3億、バキスタン+0.9億、インドネシア+0.5億、中+0.2億
- **人口は都市部へ集中。都市の時代に**  
世界の都市人口:40億→57億、印+2.8億、中+2.6億、インドネシア+0.7億
- **東アジア諸国を中心に高齢化が進展**  
合計特殊出生率(2015):日1.45、タイ1.4、韓1.24、台湾1.18
- **世界経済の中心は欧米からアジアへ**  
GDPシェア(2010→2030):米24→20、欧17→12、中16→24、印6→10、日7→4

### 日本の変化(2015→2040)

- **人口は0.16億人減少し、1.11億人に**
- **団塊ジュニア世代が高齢者となり、高齢者人口がピーク**  
65歳以上人口:3,387万人 → 3,921万人(+534万人(+16%))  
75歳以上人口:1,632万人 → 2,239万人(+607万人(+37%))
- **三大都市圏で特に高齢化が急速に進行。東京都も2025年に人口減少に転じる。**  
65歳以上人口: 東京都 308万人 → 412万人(+104万人(+34%))  
大阪府 235万人 → 268万人(+34万人(+15%))  
愛知県 178万人 → 222万人(+43万人(+24%))
- **生産年齢人口減少により労働力確保が課題**  
生産年齢人口:7,728万人 → 5,978万人(▲1,750万人)

# 開催概要

## 座長・座長代理・委員

(座長)	清家 篤	日本私立学校振興・共済事業団理事長 慶應義塾学事顧問
(座長代理)	牧原 出	東京大学先端科学技術研究センター教授
(委員)	飯田 泰之	明治大学政治経済学部准教授
	池本 美香	株式会社日本総合研究所調査部主任研究員
	井手 英策	慶應義塾大学経済学部教授
	大屋 雄裕	慶應義塾大学法学部教授
	林 直樹	金沢大学人間社会研究域人間科学系准教授
	松永 桂子	大阪市立大学商学部准教授
	村上 由美子	OECD東京センター所長
	横田 響子	株式会社コラボラボ代表取締役

## 開催実績

- 平成29年10月に研究会を立ち上げ。おおむね月2回程度のペースで検討を実施。
- 課題の整理を中心に第一次報告をとりまとめ、その後対策について議論を深める。

### 【開催実績】

- 第1回(10月 2日) 意見交換
- 第2回(10月31日) 「教育・子育て」
- 第3回(11月16日) 「医療・介護」
- 第4回(12月 7日) 「インフラ・公共施設／公共交通」
- 第5回(12月15日) 「空間管理、治安・防災」
- 第6回( 1月30日) 「労働」
- 第7回( 2月 7日) 「産業・ICT」
- 第8回( 2月23日) 「自治体行政」
- 第9回( 3月19日) 第一次報告とりまとめに向けて①
- 第10回( 3月29日) 第一次報告とりまとめに向けて②
- 4月26日 第一次報告を大臣に手交

# 自治体戦略2040構想研究会 第一次報告（平成30年4月26日公表）のポイント

- 我が国は**既に人口減少局面**。人口増加モデルの総決算を行い、**新しい社会経済モデルの検討**が必要。
- このため、人口減少が深刻化し、高齢者人口がピークを迎える**2040年頃の姿からバックキャスト**に（逆算する形で）課題を整理。**第一次報告**は、このまま放置すれば**2040年頃にかけて迫り来る3つの「内政上の危機」**を提示。
- 今後、**自治体と各府省の施策（いわばアプリケーション）**がうまく機能するよう、**OSである自治体行政の書き換え**について検討予定。

## 各行政分野の課題（例）

### 子育て

- ・ 男性も女性も働くことを前提とした保育の受け皿に未対応
- ・ 保育ニーズには地域差

### 教育

- ・ 学校施設の老朽化と更新
- ・ 小規模校・廃校の発生
- ・ 地方圏での高等教育を受ける機会の喪失

### 医療・介護

- ・ 東京圏（一都三県）を中心に、高齢者が増加（特に85歳以上）
- ・ 介護人材の需給ギャップ拡大
- ・ 一人暮らし高齢者が増加。地域や家族がセーフティネットとして機能しにくい状況に
- ・ 疾病構造の変化や高齢化に対応した医療提供体制が必要

### インフラ・公共施設

- ・ 老朽化したインフラ・公共施設が増加。更新需要が増大
- ・ 管理・更新の体制確保

### 公共交通

- ・ 移動手段の確保が必要な高齢者が増加
- ・ 地域交通事業者の経営悪化

### 空間管理

- ・ 都市のスポンジ化やDID（人口集中地区）の低密度化が進行
- ・ 中山間地域では集落機能の維持が困難になる場合も

### 治安・防災

- ・ 首都直下地震発生時には23区で避難所の収容力が不足

### 労働・産業

#### ・テクノロジー

（ICT、ロボット、生命科学等）

- ・ 2040年にかけて生産年齢人口の減少が加速
- ・ 就職氷河期世代に就業意欲がある長期失業者・無業者が多い
- ・ 地方圏には労働集約型サービス業が多く、生産性が低い
- ・ ロボット、AI等と共存・協調が必要

## 2040年頃にかけて迫り来る我が国の内政上の危機

### 1. 若者を吸収しながら老いていく東京圏と支え手を失う地方圏

- 人口ボーナスを享受してきた三大都市圏は急激な高齢化局面に突入
- 東京圏は入院・介護ニーズの増加率が全国で最も高い。医療介護人材が地方から流出のおそれ
- 東京圏には子育ての負担感につながる構造的要因が存在し、少子化に歯止めがかからないおそれ
- 地方圏では東京からのサービス移入に伴う資金流出が常態化

### 2. 標準的な人生設計の消滅による雇用・教育の機能不全

- 世帯主が雇用者として生活給を得る従来の世帯主雇用モデルがもはや標準的とはいえない
- 就職氷河期世代で経済的に自立できない人々がそのまま高齢化すれば社会のリスクになりかねない
- 若者の労働力は希少化 ○ 教育の質の低下が、技術立国として、国際競争での遅れにつながるおそれ

### 3. スポンジ化する都市と朽ち果てるインフラ

- 多くの都市で「都市のスポンジ化」が顕在化。放置すれば加速度的に都市の衰退を招くおそれ
- 高度経済成長期以降に整備されたインフラが老朽化し、更新投資が増加
- 東京圏では都心居住が進むが、過度の集中は首都直下地震発生時のリスクに

関係府省と地方自治体が協力して対応

## 研究会での今後の検討の方向性

- 個々の市町村が行政のフルセット主義を排し、**圏域単位**で、あるいは**圏域を越えた都市・地方の自治体間**で、**有機的に連携**することが必要
- **都道府県・市町村の二層制を柔軟化**し、それぞれの地域に応じた**行政の共通基盤の構築**を進めていくことも必要
- 医療・介護ニーズの急増や首都直下地震への対応など、**東京圏全体のサービス供給体制の構築**が必要
- **公・共・私のベストミックス**による社会課題の解決が求められる。活躍の場が必要な人々が**多様な働き方ができる受け皿を作り出す方策**について検討が必要
- 自治体の業務プロセスやシステムは、**大胆に標準化・共同化**し、**ICTの活用を前提とした自治体行政の展開**が必要

# 公共施設等総合管理計画策定取組状況等に関する調査（平成30年3月31日現在）

○ 平成30年3月31日現在、都道府県及び指定都市については全団体、その他の市区町村については99.6%の団体において、公共施設等総合管理計画を策定済み。

区分			都道府県		指定都市		市区町村		【参考】合計	
			団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合
回答団体数			47	100.0%	20	100.0%	1,721	100.0%	1,788	100.0%
策定予定有			47	100.0%	20	100.0%	1,721	100.0%	1,788	100.0%
内 訳	策定済		47	100.0%	20	100.0%	1,714	99.6%	1,781	99.6%
	未策定		0	0.0%	0	0.0%	7	0.4%	7	0.4%
	予 策 定 時 期 了	H30年度	0	0.0%	0	0.0%	4	0.2%	4	0.2%
		H31年度以降	0	0.0%	0	0.0%	3	0.2%	3	0.2%
策定予定無			0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

※「%」表示については、表示単位未満を四捨五入している関係で、合計が一致しない項がある。

# 公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂概要

各地方公共団体において、策定した総合管理計画の推進を総合的かつ計画的に図るとともに、総合管理計画について不断の見直しを実施し、充実させていくため、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を改訂(H30.2)。

## 総合管理計画の推進体制等について

### 1. 全庁的な体制構築

個別施設計画の策定や具体的な施設の適正管理に係る取組の検討について、各施設所管部局を中心に行われ、全体として、効果的な計画の推進がなされないおそれがあるため、総合管理計画の策定・改訂の検討段階から、全庁的な体制を構築して取り組むことが望ましいこと。

(例)

- ・公共施設等の情報の管理・集約
- ・個別施設計画策定の進捗管理、総合管理計画の進捗状況の評価等の集約
- ・部局横断的な施設の適正管理の取組を検討する場の創設

### 2. PDCAサイクルの確立

総合管理計画に定めたPDCAサイクルの期間ごとに、設定した数値目標に照らして取組を評価し、計画の改訂につなげていくなど、PDCAサイクルの確立に努めることが望ましいこと。

## 総合管理計画の充実について

### 3. 総合管理計画の不断の見直し・充実

総合管理計画の策定後も、点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、不断の見直しを実施し順次充実させていくことが望ましいこと。

### 4. 維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み

維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みについて、以下の区分により示すことが望ましいこと。  
※財源の見込みについても記載することが望ましい。

- ・期間:30年程度以上
- ・会計区分:普通会計及び公営事業会計
- ・建物区分:建築物及びインフラ施設
- ・経費区分:維持管理・修繕、改修及び更新等

### 5. ユニバーサルデザイン化の推進方針

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、公共施設等の適正管理を行う中でユニバーサルデザイン化を推進していくため、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、「ユニバーサルデザイン化の推進方針」について記載すること。

# 公共施設等総合管理計画におけるPDCAサイクルのイメージ

## 公共施設等総合管理計画

平成28年度までに策定  
個別施設計画等の進捗に伴って充実、改訂

### 総合管理計画策定の目的

- ・更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことによる財政負担の軽減・平準化
- ・公共施設等の最適配置の実現

### ○ 公共施設等の現況及び将来の見通し

#### 中長期的な維持管理・更新等の経費の見込み

既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の(自然体の)経費見込み

個別施設計画に基づく対策効果を反映した経費見込み

対策による効果額

平成33年度までに記載

比較

充当可能な財源の見込み

### ○ 公共施設等の管理の基本的な方針

- 計画期間
- 全庁的な取組体制等
- 公共施設等の管理の基本的な考え方
  - ① 点検・診断の実施方針
  - ② 維持管理・更新等の実施方針
  - ③ 安全確保の実施方針
  - ④ 耐震化の実施方針
- PDCAサイクルの推進方針

#### 数値目標の設定

- ・公共施設等の数・延べ床面積等に関する目標
- ・トータルコストの縮減・平準化に関する目標

- ⑤ 長寿命化の実施方針
- ⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針
- ⑦ 統合や廃止の推進方針
- ⑧ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

PDCA  
サイクル

平成32年度までに策定完了

個別施設計画 A

個別施設計画 B

個別施設計画 C

個別施設計画 D

# 公共施設等の適正管理に係る地方債措置の拡充

平成29年度に創設した「公共施設等適正管理推進事業債」について、長寿命化事業の対象を拡充するとともに、ユニバーサルデザイン化に要する経費を追加するなど内容を充実。あわせて、長寿命化、転用、立地適正化、ユニバーサルデザイン化事業について、財政力が弱い団体であっても必要な取組を着実に実施できるよう、財政力に応じて交付税措置率を引上げ。 【地方債計画額 H29：3,150億円 → H30：4,320億円】

## 公共施設等適正管理推進事業債

(期間：平成29年度から平成33年度まで(⑥は平成32年度まで)) ※下線部分をH30年度より追加

※①～⑦全て公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業で、⑦を除き、個別施設計画等に位置付けられた事業が対象。ただし、インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項(対象施設、計画期間、対策の優先順位の考え方、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用)が「施設整備計画」や「統廃合計画」等に全て記載されている場合は、個別施設計画を策定しない場合でも、集約化・複合化事業等の対象となる。また、当該同種・類似の計画が一部の施設のみを対象としている場合でも対象となる。

### ① 集約化・複合化事業

〈対象事業〉延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業 〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：50%

### ② 長寿命化事業

〈対象事業〉

【公共用の建築物】施設(義務教育施設を含む)の使用年数を法定耐用年数を超えて延伸させる事業

【社会基盤施設(道路・農業水利施設・河川管理施設・砂防関係施設・海岸保全施設・治山施設・港湾施設・漁港施設・農道)】

所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%(財政力に応じて30～50%(注))

### ③ 転用事業

〈対象事業〉他用途への転用事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%(財政力に応じて30～50%)

### ④ 立地適正化事業

〈対象事業〉コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%(財政力に応じて30～50%)

### ⑤ ユニバーサルデザイン化事業【新規】

〈対象事業〉公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%(財政力に応じて30～50%(注))

### ⑥ 市町村役場機能緊急保全事業

〈対象事業〉昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等

〈充当率等〉充当率：90%(交付税措置対象分75%)、交付税措置率：30% ※地方債の充当残については、基金の活用が基本

### ⑦ 除却事業

充当率：90%

(注)義務教育施設の大規模改造事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大規模改造事業(地方単独事業)に係る当該値を下回らないよう設定

# 公共施設等適正管理推進事業債における交付税措置率について

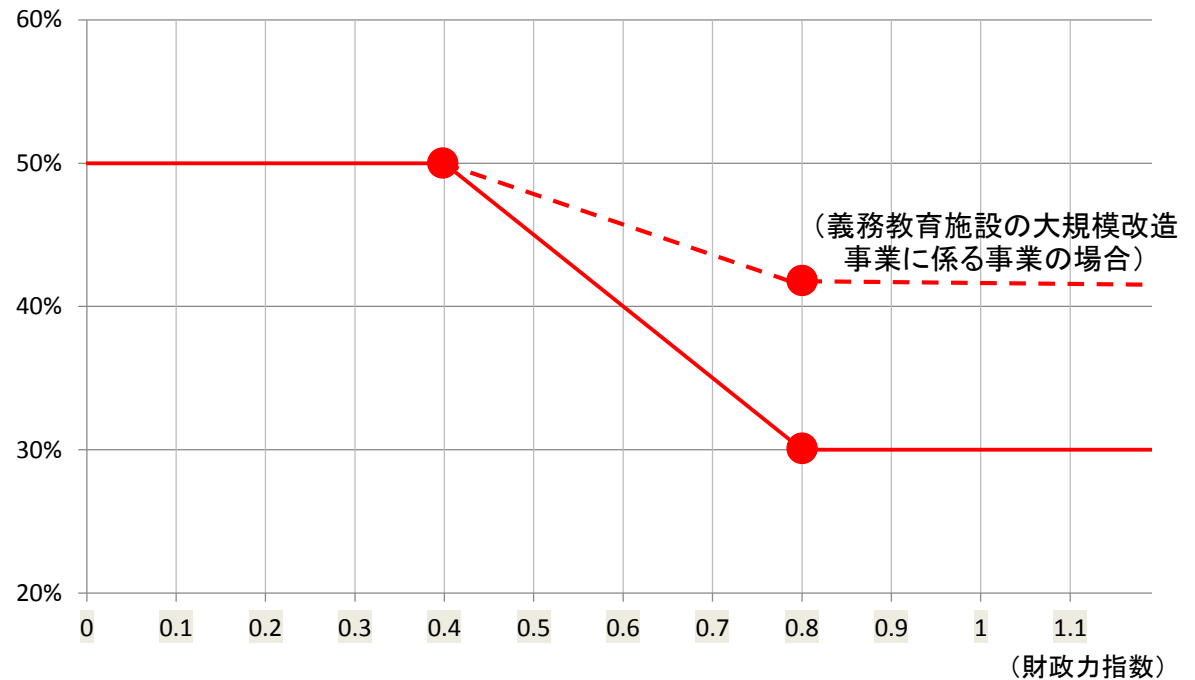
- 公共施設等適正管理推進事業債（充当率90%）のうち
- ・ 転用事業 ・ 長寿命化事業 ・ 立地適正化事業 ・ ユニバーサルデザイン化事業
- に係る元利償還金の普通交付税の措置率について、平成30年度同意等分より、現在の一律30%から拡充し、**財政力に応じて30～50%**とする。

## 財政力指数と交付税措置率

財政力指数	交付税措置率
0.8以上	30%
0.4以上 0.8未満	財政力に応じて 30～50%（※）
0.4未満	50%

（都道府県、市区町村共通）

（交付税措置率）



※ 長寿命化事業及びユニバーサルデザイン化事業のうち、義務教育施設の大規模改造事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大規模改造事業（地方単独事業）に係る当該値を下回らないよう設定。



# 財務省

# 財務省（理財局）の取組について

平成30年6月22日  
財務省理財局

# 国公有財産の最適利用の先行事例①

## ◀ 国の合同庁舎と区の施設の合築整備 (東京都文京区) ▶

### ○ 事案の検討が始まった契機

国有地と区有地が隣接しており、小石川税務署等の耐震性不足解消のため、財務局から文京区に対し清掃事務所等との一体的整備計画の検討を提案。

### ○ 基本方針等

小石川地方合同庁舎を整備のうえ、分散する行政機関を集約立体化させるとともに、清掃事務所、区立幼稚園との合築をする。

### ○ 事案のポイント

文京区は、合築整備することにより、清掃事務所の老朽化等といった問題の解消が図られる。

国は、税務署等の耐震性能不足の解消及び自衛隊出張所の民間ビル借受の解消を図ることができる。

### ○ 施設の概要

所在地 東京都文京区後楽1丁目7番4外  
延床面積 約9,400㎡  
(うち国約4,400㎡、区約5,000㎡)  
構造 鉄筋コンクリート造  
階数 地上5階地下2階  
入居官署 国：小石川税務署  
東京第一営繕事務所  
東京行政評価事務所  
自衛隊東京地方協力本部  
台東出張所  
区：清掃事務所  
区立幼稚園

### ○ 整備スケジュール

敷地調査、設計 平成30～31年度  
建設工事 平成32～35年度  
新庁舎使用開始 平成36年度以降

庁舎等移転図



国土地理院の地図を加工して作成

# 国公有財産の最適利用の先行事例②

## ◀ 国の合同庁舎と町立図書館の合築整備 (山梨県富士川町) ▶

### ○ 事案の検討が始まった契機

平成18年1月に旧社会保険鵜沢病院跡地等を活用して国土交通省のシビックコア地区として「鵜沢町(現:富士川町)シビックコア地区整備計画」を鵜沢町が策定。

### ○ 基本方針等

町内に分散する行政機関を富士川地方合同庁舎を整備のうえ集約立体化させるとともに、町立図書館との合築をする。合同庁舎敷地については、町有地と国有地との交換により確保する予定。

### ○ 事案のポイント

富士川町は、「シビックコア地区整備計画」に基づき、町の中心市街地に国の官署と町立図書館を合築整備することにより、地域交流・活性化・情報発信等の拠点となる賑わい空間を創出するまちづくりを図る。

国は、老朽や狭隘が進み、町内に分散している行政機関を集約立体化することにより、老朽・狭隘の解消と総合的な耐震安全の確保、国民利便性の向上を図る。

### ○ 施設の概要

所在地 山梨県南巨摩郡富士川町1760番-1  
外2筆

延床面積 5,545㎡  
(うち国4,018㎡、町1,527㎡)

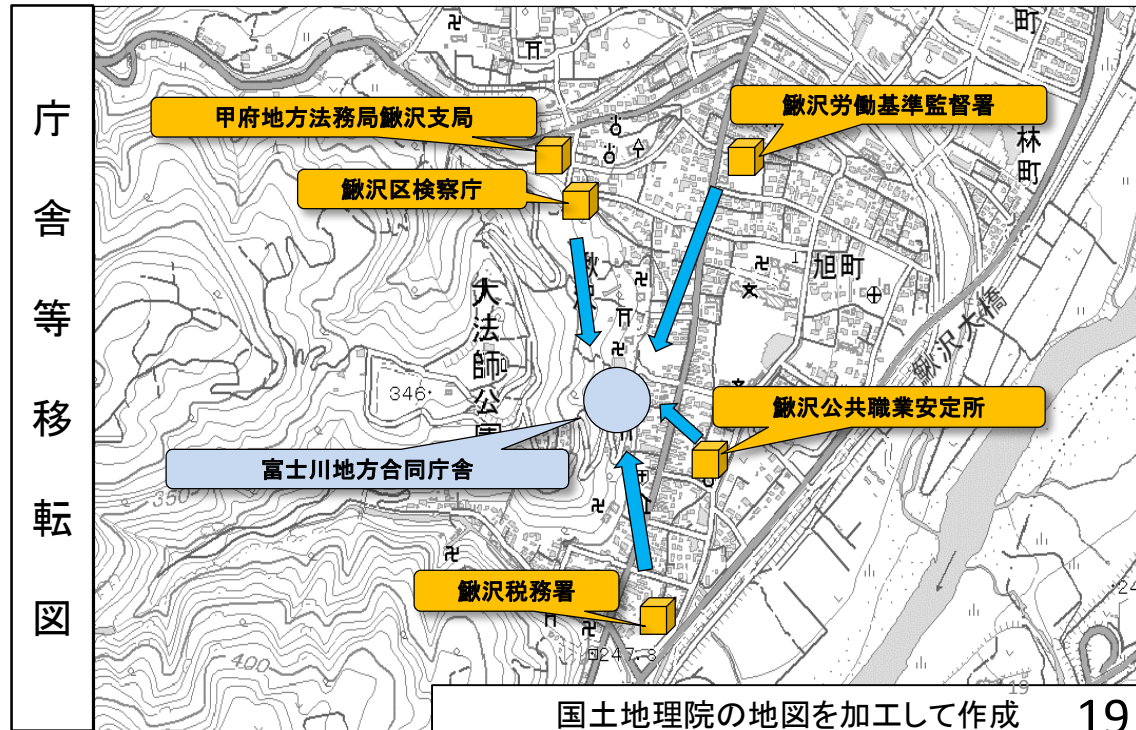
構造 鉄筋コンクリート造

階数 地上5階

入居官署 国：甲府地方方法務局鵜沢支局  
甲府地方検察庁鵜沢区検察庁  
鵜沢税務署  
鵜沢労働基準監督署  
鵜沢公共職業安定所  
町：富士川町立図書館

### ○ 整備スケジュール

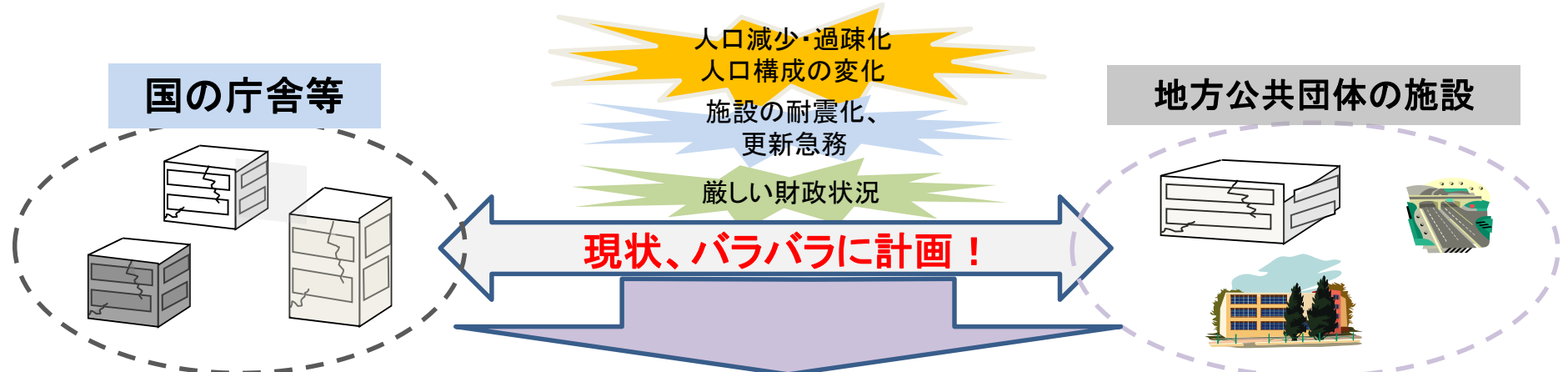
敷地調査、設計 平成29～30年度  
建設工事 平成32～34年度  
新庁舎使用開始 平成34年度以降



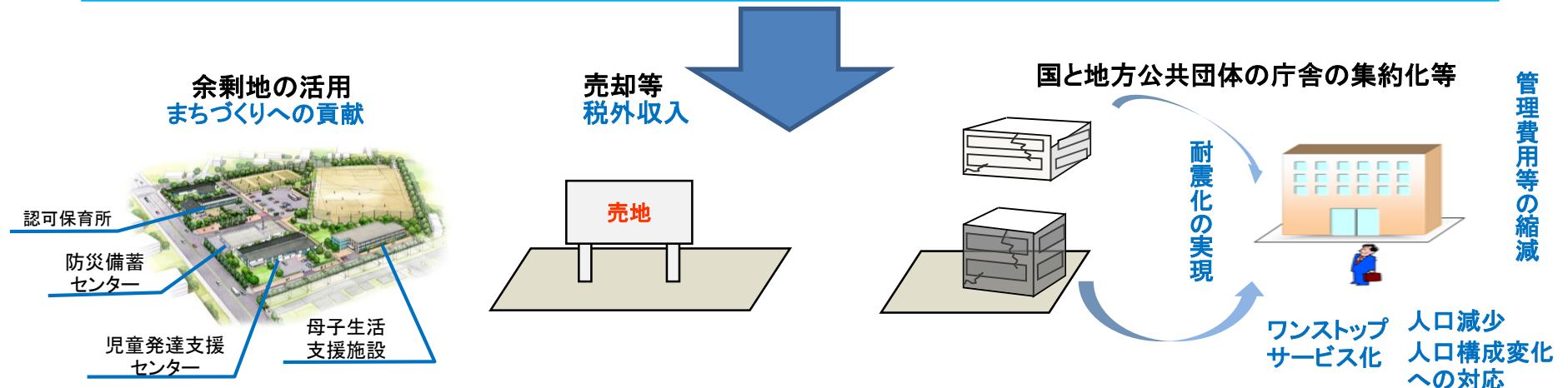
# 参考資料

# 地域における国公有財産の最適利用

- 国も地方も、公的施設の耐震化への対応や、施設の老朽化への対応が求められています。
- また、地域における人口減少に応じた、公共施設等の集約・再編・活性化が必要な状況です。
- 国・地方ともに財政事情は極めて厳しい状況の中で、国有財産の総括機関である財務局と地方公共団体が連携しながら、公的施設の効率的な再編及び最適化を図っていきます。



国有財産の総括機関である財務省・財務局と地方公共団体が相互に連携し、地域の庁舎等のニーズを**新たに**調整(マッチング)



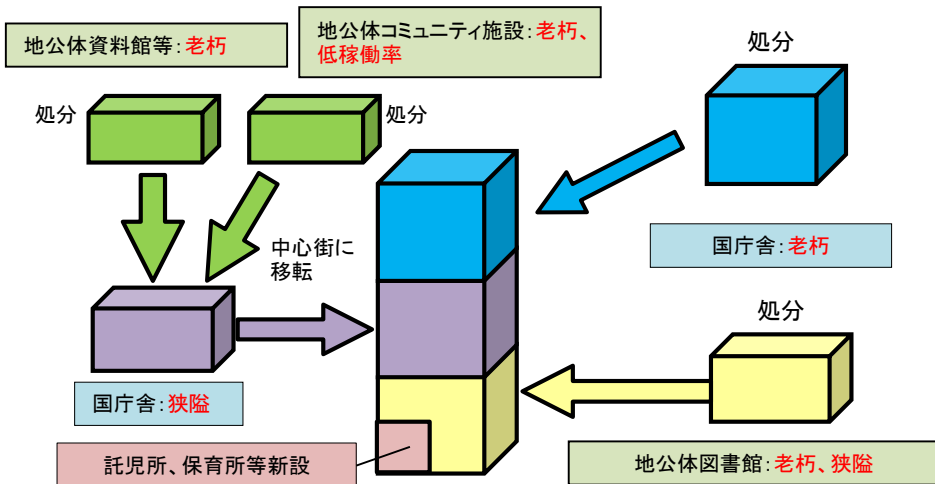
# 国と地方公共団体が連携した国公有財産の最適利用(想定される連携イメージ)

地域のまちづくり計画や地域における様々な課題の解決に向けて国と地方公共団体が連携

## 施設の集約・複合化

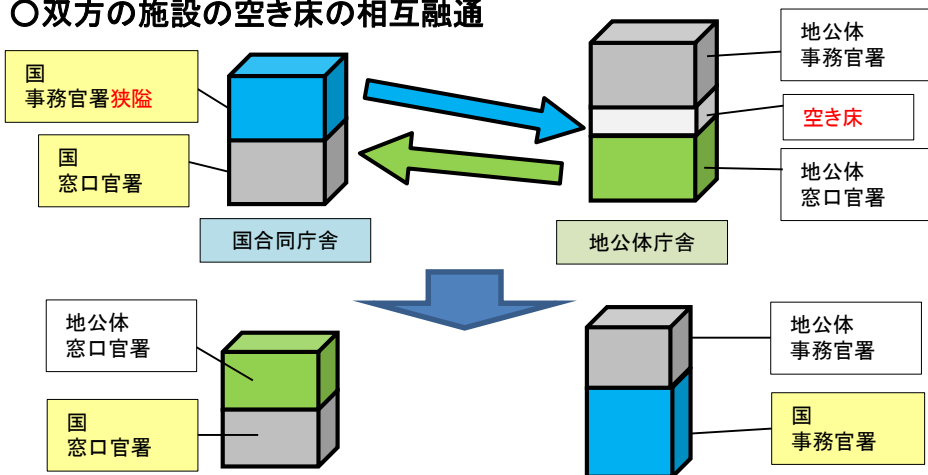
### ○地公体施設との集約・複合化

※利便施設(保育所、託児所、診療所、福祉施設、教育施設等)の併設



## 空き床相互融通

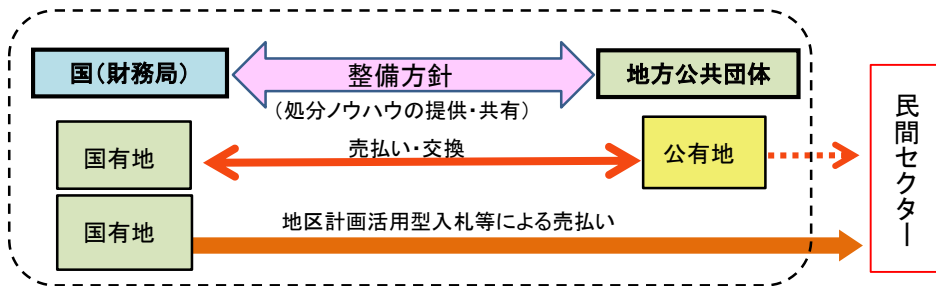
### ○双方の施設の空き床の相互融通



## 国有地・公有地の有効活用

### ○財産の活用を通じた地方公共団体との連携

- (1) 交換による庁舎等用地の取得
- (2) 地区計画型・二段階一般競争入札による処分 など



【先行事例】 ≪地区計画活用型一般競争入札・二段階一般競争入札による売却 二葉の里地区(広島県広島市)≫

まちづくり計画全体図



※ 国有地(売却予定財産) 国有地であった財産(処分済財産) その他

# 「国公有財産の最適利用」に関する工程表

連携窓口  
の設置

全市町村等と財務省財務局・財務事務所で国公有財産の情報共有等のため互いに連携窓口を設置(平成26年8月)



一件別情報の  
提供

財務省財務局・財務事務所より、都道府県経由で全市町村に対し、国有財産の一件別情報を提供(平成26年10月)



協議会の設置

- ・国と地方公共団体等で国公有財産の最適利用に向けて協議会を立ち上げ
- ・協議会等において各メンバー間で相互の財産の情報共有や地域の課題の把握等を行い、地域における国公有財産の最適利用の実現可能性等について検討・調整

主要なメンバー

- 財務局 : 国の庁舎等に関する情報を提供。
- 地方公共団体 : 耐震化や建替計画、公共施設等総合管理計画に関する情報を提供。
- 地方整備局 : 官庁施設の整備構想に関する情報を提供。



最適利用プラン  
の策定

地域における国公有財産の最適利用に向けた「最適利用プラン」を策定



最適利用の  
推進

「最適利用プラン」の実現によって、国公有財産の最適利用を推進



# 文部科学省

# 公立学校施設に係る転用手続(財産処分手続)

## 原則

- 国庫補助を受けて整備した建物を、処分制限期間内に転用する場合は、**文部科学大臣の承認(財産処分手続)が必要**
- 本来、公立学校施設整備のために交付された補助金であるため、補助目的外に転用する場合には、国庫補助相当額の国庫納付が必要。  
(※補助金適正化法等)

◎ 文部科学省では、以下のとおり国庫補助金相当額の**国庫納付をほとんどの場合に不要**とするなど、公立学校施設に係る財産処分手続の大幅な簡素化・弾力化を図っている。

### 無償による財産処分の場合

必要手続

○ 国庫補助事業完了後**10年以上経過**した建物の無償による財産処分(転用・貸与・譲渡・取壊し)

報告

○ 国庫補助事業完了後**10年未経過**で、次のいずれかに該当

承認

・ 耐震補強事業、大規模改造事業(法令等に適合させるための工事に限る)又は防災機能強化事業(建築非構造部材の耐震化工事に限る。)を実施した建物等の無償による財産処分

承認

・ 大規模改造事業(上記以外)、防災機能強化事業(上記以外)又は太陽光発電等導入事業で、国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等と併行してやむを得ずに行う無償による財産処分

報告

・ 特別支援学校の用に供するために行う建物等の転用及び無償による貸与・譲渡

報告

・ 特別支援学校の用に供する既存施設の改修事業の無償による財産処分(当該財産処分後において、当該事業を実施した特別支援学校の教室が不足していない場合に限る。)

報告

・ 市町村合併計画に基づく建物等の無償による財産処分  
・ 地域再生計画の認定を受けた建物等の転用及び無償による貸与

総理認定

## 国庫納付不要

## 建物

### 有償による財産処分の場合

承認

○ 国庫補助事業完了後**10年以上経過**した建物の有償による貸与・譲渡で、国庫納付金相当額を学校施設整備のための基金に積み立てた場合

承認

## 1 基本的な考え方と手引の位置付け

- (基本的な考え方)
- 学校規模適正化の検討は、児童生徒の教育条件をより良くする目的で行うべきもの。
  - 学校統合を行うか、学校を残しつつ小規模校の良さを活かした学校作りを行うか、休校した学校の再開を検討するかなど、活力ある学校作りをどのように推進するかは、地域の実情(学校が都市部にあるのか過疎地にあるのか等)に応じたきめ細かな分析に基づく各設置者の主体的判断。
  - コミュニティの核としての学校の性格や地理的要因・地域事情等に配慮する必要。特に過疎地など、地域の実情に応じて小規模校の課題の克服を図りつつ小規模校の存続を選択する市町村の判断も尊重。

- (手引の位置付け)
- 必ずしも検討が進んでいない市町村も多く、検討に必要な資料の提供等の国による支援が求められている。
  - 学校規模適正化や小規模校の充実策の検討に際しての基本的方向性や考慮すべき要素、留意点等をまとめ、各自治体の主体的な取組を総合的に支援する方策の一環として策定するもの。

## 2 学校規模の適正化

- 学校小規模化の影響について、学級数の観点に加え、学校全体の児童生徒数やクラスサイズ等の様々な観点から整理。
- その上で、学校規模の標準(12～18学級)を下回る場合の対応の大きな目安について、学級数の状況毎に区分して提示。

**【学校小規模化の影響の例】**

<p>(学校運営上の課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クラス替えできず人間関係が固定化</li> <li>・集団行事の実施に制約</li> <li>・部活動の種類が限定</li> <li>・授業で多様な考えを引き出しにくい 等</li> </ul>	<p>(児童生徒への影響)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい</li> <li>・切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい</li> <li>・多様な物の見方や考え方に触れることが難しい 等</li> </ul>
---	--

**【提示例】 小学校 (1～5学級) 複式学級が存在する規模**

概ね、複式学級が存在する学校規模。学校全体の児童数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。

地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

## 3 学校の適正配置 (通学条件)

- スクールバス利用等、通学実態の多様化を踏まえ、従来の通学距離の基準(小学校:4km以内、中学校:6km以内)に加えて、通学時間の基準を設定する場合の目安を提示。

⇒1時間以内を一応の目安として、市町村が判断  
(適切な交通手段を確保し、遠距離通学のデメリットを一定程度解消する前提)

## 4 学校統合を検討する場合の留意事項

- 保護者・地域住民と教育上の課題やビジョンを共有し、理解を得ながら検討を進める上での工夫例を提示。

### (内容例)

#### ○統合の適否に関する合意形成

- ・小規模の課題の可視化と共有
- ・統合効果の共通理解
- ・保護者や地域代表が参画した統合プランの検討
- ・住民アンケートの実施 等

#### ○魅力ある学校作り

- ・教育課程特例校制度等を活用した魅力的なカリキュラムの導入
- ・コミュニティスクールの推進
- ・小中一貫教育の導入
- ・施設設備の充実 等

#### ○統合により生じる課題への対応

- ・バス通学による体力低下への対応
- ・児童生徒の環境適応支援
- ・廃校校舎の地域拠点としての活用 等

## 5 小規模校を存続させる場合の教育の充実方策

- 小規模校のメリットを最大化し、デメリットを最小化することができるよう様々な工夫例を提示。

### (内容例)

#### ○小規模校の良さを活かす方策

- ・少人数であることを生かした教育活動(外国語の指導や実技指導等)の徹底
- ・個別指導・繰り返し指導の徹底等による学習内容の定着
- ・地域の自然・文化・産業資源等を活かした特別なカリキュラムの編成
- ・地域との密接なつながりを活かした校外学習・体験活動の充実 等

#### ○小規模校の課題を緩和する方策

- ・小中一貫教育による一定の学校規模の確保
- ・社会教育施設等との複合化による教育活動の充実
- ・ICTの活用による他校との合同授業
- ・小規模校間のネットワークの構築 等

## 6 休校した学校の再開

- 地域全体の振興策を総合的に検討する中で、一旦休校とした学校を再開させる取組に関して、具体的な工夫例を提示。

### (内容例)

#### ○一旦休校とした学校の再開に向けた工夫

- ・学校選択制の部分的導入等により人口集中地域から生徒を集める工夫
- ・山村留学・漁村留学の積極的な受け入れ
- ・学校再開を想定した休校の校舎等の維持・活用  
(宿泊可能な設備の整備、伝統文化の保存・継承組織の活動拠点や芸術家村としての活用) 等

#### ○再開後の小規模校の活性化

- ・小規模校のメリット最大化・デメリット最小化策の重要性
- ・地域の豊かな自然や地域住民とのふれあいの機会等を活かした特別なカリキュラムの編成
- ・国の支援メニューの活用(施設整備・スクールバス購入補助等)
- ・多様な工夫や支援の活用に関する文部科学省に対する直接相談 等

# 学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について（概要）

～ 学びの場を拠点とした地域の振興と再生を目指して ～

本報告書は、近年増加傾向にある学校施設と他の公共施設等との複合化について、教育振興基本計画（平成25年6月閣議決定）等を踏まえ、子供たちの多様な学習機会を創出するとともに、地域コミュニティの強化や地域の振興・再生にも資するよう文部科学省が設置する「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」にて、平成27年11月に取りまとめたものです。

## 第1章 学校施設の複合化に関する現状と課題

### 1. 公共施設マネジメントが求められる社会的背景

- ・公共施設の老朽化による更新需要の高まり
- ・人口構成や社会構造の変化による公共施設の利用需要変化
- ・厳しい財政状況の中で求められる財政負担の軽減・平準化
- 域内の公共施設を総合的に把握し、財政運営と連動し計画的に管理・活用する公共施設マネジメントが必要。

- ・公共施設（棟数）の約4割を占める学校施設
- 学校施設のエネジズメントにより、公共施設全体の効果的・効率的な整備へとつながることが期待される。



### 2. 学校施設の現状と複合化の需要の高まり

- ・耐震対策等は概ね完了、今後は老朽化対策が課題
- ・築25年以上の改修が必要な公立小中学校施設が約7割
- ・厳しい財政状況下における対応
- ・改築よりも、安価で廃棄物等も少ない長寿命化改修の導入。民間活力の活用や財源確保の取組
- ・余裕教室等の活用
- ・地域の実情やニーズに応じ、保育所など様々な用途に活用。
- ・学校施設と他の公共施設等との複合化の需要の拡大
- 学校施設の長寿命化計画の策定に併せて複合化の検討も重要

### 3. 学校施設の複合化の実施状況調査

- ・アンケートによる全国調査：公立小中学校施設の複合化事例は、全国で10,567校、全体の35%を占め、現在も増加傾向にある。（平成26年5月1日時点） 既存学校施設を活用して整備した、放課後児童クラブや地域防災用備蓄倉庫との複合化事例が多い。
- ・現地調査：全国15校の複合化事例について、現地視察を実施し、施設上の特徴や複合化の効果・課題等について分析。

施設区分	文教施設				社会福祉施設				文教施設・社会福祉施設以外の施設				計						
	社会教育施設	社会体育施設	児童福祉施設	老人福祉施設	障害者	その他の社会福祉施設	病院・診療所	行政機関	給食共同調理場	地域防災用備蓄倉庫	民間施設	その他							
施設種別	図書館 公民館等	博物館等	プール 体育館等	放課後児童クラブ	保育所 児童館等	特別養護老人ホーム	老人デイサービスセンター等	障害者支援施設等	その他の社会福祉施設	病院・診療所	行政機関	給食共同調理場	地域防災用備蓄倉庫	民間施設	その他				
小学校	38	383	17	18	42	6,294	97	354	0	98	10	11	3	32	99	4,036	5	16	11,553
中学校	7	60	5	14	68	39	15	7	2	13	1	3	2	17	54	1,517	1	16	1,941

学校施設と複合化した公共施設等の種類別件数（延べ数）

### 4. 学校施設の複合化の特徴と取組事例

（複合化の効果的な取組事例）

#### ① 施設機能の共有化による学習環境の高機能化・多機能化



公共図書館との複合化により、豊富な資料を授業等で利用することが可能。

#### ② 児童生徒と施設利用者との交流



授業の一環として、老人デイサービスセンターの高齢者との交流を実施。

#### ③ 地域における生涯学習やコミュニティの拠点の形成



地域住民の生涯学習の拠点としての役割も担う公民館ホールとの複合化

#### ④ 専門性のある人材や地域住民との連携による学校運営の支援



複合施設を拠点とする総合型地域スポーツクラブによる体育や部活動への支援。

#### ⑤ 効果的・効率的な施設整備・敷地の有効活用



保育所や老人福祉施設、商業店舗等との複合施設としてPFI事業により整備。

#### ・ 既存の学校施設の活用



周辺地域の待機児童の増加に伴い、余裕教室等を改修し保育所を整備。

① 地方公共団体内の部局間の連携、教職員や地域との合意形成

- ・地方公共団体内の複数の部局が連携し、域内の公共施設の整備計画や各施設の計画、管理運営方法等の検討が必要。
- ・整備計画の早い段階から、地域住民と共に意見を出しあい合意形成を図るプロセスの構築が重要。

② 施設計画上の工夫

- ・安全性の確保

不特定多数の人が施設を利用することから、児童生徒が安心して学校生活を送り、地域住民も安心して利用できるように、ハード・ソフト両面の対応策の検討が必要。

・互いの施設の活動への支障の緩和

児童生徒と施設利用者との動線交錯や互いの音などにより、学校活動や他の施設の活動が互いに支障を及ぼさないように配慮が必要。

・施設の管理区分や会計区分の検討

各施設間の相互利用・共同利用に応じた専用部分や共同利用部分の管理区分や、光熱水費等の会計区分等の明確化や一元化の可否等について検討が必要。



地域住民等との意見交換  
(さいたま市)

## 第2章 学校施設の複合化の在り方

学校設置者は、学校施設の複合化に当たり、地方公共団体の公共施設等関係部局と連携し、教職員や児童生徒、保護者、地域住民などの関係者の意見を取り入れつつ、地域の実情に応じ、以下のことを踏まえ実施することが重要である。

### 1. 基本的な考え方

#### (1) 学習環境の高機能化・多機能化

⇒ 他の施設が所有する機能を学校教育にも活用できる高機能で多機能な施設計画とすることが重要。

#### (2) 児童生徒と幼児や高齢者など多様な世代との交流

⇒ 多様な世代との交流や、互いの活動の様子を感じられる施設計画とすることが重要。

#### (3) 学びの場を拠点とした地域コミュニティの強化

⇒ 地域の生涯学習やコミュニケーション形成の拠点として、多様な人々が安全に利用できることが重要。

#### (4) 学校の教育活動等を支える専門性のある人材の活用

⇒ 専門性のある人材の学校教育等への取り込みや、民間団体の施設管理等への活用を図ることが重要。

#### (5) 効果的・効率的な施設整備

⇒ 既存学校施設の活用や、公民連携による整備手法等、効果的・効率的な整備を図ることが重要。

### 多様な学習機会の創出 ・ 地域コミュニティの強化 ・ 地域の振興・再生

## 2. 域内の学校施設の計画に関する留意事項

学校設置者は、学校施設の長寿命化計画等の策定を通じて、域内の学校施設の老朽化等の状況を把握し、公共施設等関係部局と連携を深め、公共施設に係る情報共有を図ることが重要。

## 3. 個別の学校施設の複合化に関する留意事項

### (1) 施設計画・設計上の留意事項

- ・複合施設の基本的事項の検討 ・適用法令と補助制度の把握
- ・合意形成 ・配置計画 ・空間構成 ・居室環境

### (2) 施設管理上の留意事項

- ・各施設の利用条件や施設管理の役割分担等の明確化
- ・各施設間の連絡協議のための組織の設置 ・施設利用者の意見の反映
- ・各施設の専用部分や共同利用部分の管理区分の明確化
- ・施設ごとの会計区分を踏まえた電気・ガスなどの設備系統区分への配慮
- ・施設管理業務の外部委託

### (3) 安全性の確保のための留意事項

- ・事故防止 ・防犯機能の確保 ・防災機能の確保
- ・総合的な防犯 ・防災対策の確立

## 第3章 国による支援策

- ・学校施設整備指針への反映
- ・公共施設等関係部局への周知
- ・学校施設の計画・設計ソフトや構築の支援
- ・好事例の普及啓発
- ・財産処分手続の簡素化

**地域スポーツ施設（社会体育施設）整備事業**

(1) 事業要旨

地方公共団体が行う社会体育施設の整備事業に対し交付金を交付することにより、地域スポーツ施設の整備促進を図り、スポーツの振興に寄与する。

(2) 交付対象事業

地域スイングセンター整備事業 (水泳プール)	談話室、トレーニング室等を備えた屋内又は屋外の水泳プール（一般型・浄水型）を新築又は改築する事業
地域スポーツセンター新改築・改造事業（屋内運動場）	地域スポーツクラブ等の活動拠点としてふさわしいクラブハウスを備えた屋内総合スポーツ施設を新築又は改築し、或いは改造する事業
地域武道センター新改築事業（武道館）	談話室、トレーニング室等を備えた武道場を新築又は改築する事業
地域屋外スポーツセンター新改築事業（屋外運動場）	照明施設及び談話室、トレーニング室等を備えた多目的屋外運動場を新築又は改築する事業
社会体育施設耐震化事業	耐震診断の結果、一定の耐震性能が確保されていない社会体育施設の耐震化を行う事業
構造体の耐震化	構造体の耐震性を備えた社会体育施設の非構造部材の耐震対策等を行う事業
非構造部材の耐震対策	

※ 改修事業は「社会体育施設耐震化事業」を除き対象外。

(3) 交付金算定割合 1／3又は1／2\*

※ 地震防災対策特別措置法第4条の規定の適用を受ける浄水型水泳プール

**学校体育諸施設整備事業**

(1) 事業要旨

地方公共団体が行う義務教育諸学校（公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）並びに特別支援学校（小学部及び中学部））に係る体育諸施設の整備事業に対し交付金を交付することにより、学校体育諸施設の整備促進を図り、学校教育活動の円滑な実施及びスポーツの振興に寄与する。

(2) 交付対象事業

学校水泳プール整備事業		
水泳プール新改築事業	屋内又は屋外の学校水泳プール（一般型・浄水型）を新築又は改築する事業	
水泳プール上屋新改築事業	屋外の学校水泳プールの利用期間の延長等を図るため、上屋を新築又は改築する事業	
水泳プール耐震補強事業	既設の学校水泳プールの耐震補強のため、給排水管等の免震処理、設備機器の固定、水槽のFRP、ステンレス化等を行う事業	
中学校武道場新改築事業	中学校等の武道場（柔道場、剣道場、弓道場等）を新築又は改築する事業	

※ 改修事業は対象外（「水泳プール耐震補強事業」を除く）。また、中学校武道場に係る耐震補強については、学校施設耐震補強事業の対象となる場合がある。

(3) 交付金算定割合 1／3又は1／2\*

※ 地震防災対策特別措置法第4条の規定の適用を受ける浄水型水泳プール、活動火山対策特別措置法第23条第1項に規定する学校水泳プール上屋

\*本交付金には事業毎に限度額がある。

事務連絡  
平成30年2月27日

各都道府県（沖縄県を除く）教育委員会  
施設主管課都道府県立・助成担当係 御中

文部科学省大臣官房文教施設企画部  
施設助成課整備計画係

平成30年度当初予算案に係る学校施設環境改善交付金事業の確認について（依頼）

平素より、公立学校施設整備費の執行事務に御尽力いただき、御礼申し上げます。

平成30年度当初予算案の事業採択に向けた基礎資料とするため、事業等の再確認をお願い  
します。

貴都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会にも確認の上、取りま  
めて提出してください。

**【連絡先】**

文部科学省（電話：03-5253-4111（代表））  
大臣官房文教施設企画部施設助成課  
整備計画係（内線2462）  
初等中等教育局児童生徒課産業教育振興室  
助成係（内線2383）  
初等中等教育局健康教育・食育課  
庶務・助成係（内線2692）  
スポーツ庁参事官（地域振興担当）付  
施設整備係（内線2672）



## 1. 対象事業

「平成 30 年度建築計画（6 月調査）のフオローアップ調査等について」（平成 29 年 10 月 2 日付け事務連絡、以下「11 月調査」という。）に計上した学校施設環境改善交付金事業

## 2. 提出方法

執行事務管理システム（以下「システム」という。）で、事業計画データを送信してください。具体的な作業方法については、別添のシステム等作業手順書を参照してください。資格面積チェックリスト、改修事業等チェックリストは、整備計画係宛て郵送で提出してください。

なお、提出のあった事業について、事業内容を確認するため、短期間で資料の追加提出を求めることがあります。

## 3. 提出期限

平成 30 年 3 月 9 日（金） 15：00 まで

## 4. 確認内容

以下の対象事業について、別紙 1～4 の内容を踏まえてデータを確認し、必要に応じて追記又は修正してください。変更のない箇所は削除せず残してください。事業の面積等の減、配分基礎額又は実工事費等の減額がある場合は併せて修正できますが、増額を伴う修正はできません。

### ○ 平成 30 年度当初予算対象事業

- ・ 文教施設企画部施設助成課及び初等中等教育局幼児教育課の所管事業＜別紙 1＞
- ・ 初等中等教育局児童生徒課産業教育振興室の所管事業＜別紙 2＞
- ・ 初等中等教育局健康教育・食育課の所管事業＜別紙 3＞
- ・ スポーツ庁参事官（地域振興担当）付の所管事業＜別紙 4＞

## 5. 留意事項

- ・ 「学校施設環境改善交付金交付要綱」（平成 23 年 4 月 1 日付け 23 文科施第 3 号）及び「公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目」（平成 18 年 7 月 13 日付け 18 文科施第 188 号）等に規定する補助条件を確認の上、適切な事業内容及び面積等を提出してください。
- ・ 効率的な予算執行のため、事業の内容や工事出来高等を精査し、可能な限り不用額が生じないよう御協力願います。
- ・ 本確認をもって採択を確約するものではありません。
- ・ 11 月調査に計上した面積、配分基礎額及び実工事費からの増加・増額は対象外です。
- ・ 11 月調査で構造区分や建物区分の誤記、離島等の特別地域や地域村を利用する木造建物

平成 30 年度当初予算案の対象事業等について (案)  
 (スポーツ庁参事官 (地域振興担当) 付所管事業)

＜採択方針 (案)＞

平成 30 年度当初予算案に係る対象事業については、「平成 30 年度建築計画 (6 月調査) のフォローアップ調査等について (依頼)」(平成 29 年 10 月 2 日付け。以下「11 月調査」という。)に計上されたスポーツ庁所管事業であって、地方公共団体から学校施設環境改善交付金の交付の希望があった事業から、以下のとおり、予算の範囲内で採択することを検討しています。

○優先採択事業

以下の[a]、[b]に該当する事業。ただし、いずれも 11 月調査で新規に追加計上された事業 (以下「11 月新規事業」という。)は対象外とします。

[a] 過年度又は平成 29 年度に学校施設環境改善交付金の交付決定を受けた事業に係るⅡ期目以降の事業

[b] 社会体育施設の耐震化事業【交付要綱別表 1 第 28 項に掲げる事業】  
 《11 月新規事業を除く》

○財源が生じた場合における採択事業

[c] 上記[a]、[b]以外の事業 (防災・減災に資するもの、中学校武道必修化への対応、29 年度建築計画に計上した事業で未採択となっている事業のうち未契約のもの、スポーツ推進計画<sup>※1</sup>の策定状況、個別施設計画<sup>※2</sup>や立地適正化計画<sup>※3</sup>に基づいて行われるもの、11 月新規事業ではないこと等を総合的に考慮して採択事業を判断)

※1) スポーツ基本法第 10 条 1 項に定める計画

※2) 「インテグラ長寿命化基本計画」(平成 25 年 11 月 29 日インテグラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)に基づいて策定された個別施設毎の長寿命化計画

※3) 都市再生特別措置法第 81 条 1 項に定める計画